

大阪府における平成 27 年国勢調査の広報実施業務に係る 企画提案公募要領

大阪府では、平成 27 年国勢調査の広報実施業務を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

大阪府における平成 27 年国勢調査の広報実施業務

(1) 事業の趣旨・目的

統計法に基づき「平成 27 年国勢調査」を、平成 27 年 10 月 1 日現在を基準に実施します。

国勢調査は、我が国に住むすべての人及び世帯を対象にした大規模な統計調査であり、調査結果は各種行政施策をはじめ、学術、研究、民間など多方面において活用される重要な調査であります。

また今回、調査方法が変更となり、パソコンやスマートフォンを利用したオンライン調査方式が先行して全国展開され、オンライン調査で回答のなかった世帯のみ、調査員による調査票の配布、戸別回収、郵送による調査票の提出が行われます。

このため大阪府では、本調査を正確かつ円滑に実施するため、広く大阪府民に調査方法やその内容を周知するとともに、オンライン調査方式の導入など訴求すべき内容を効果的な広報手法で啓発し、国勢調査が実施される機運を醸成するとともに、調査票の確実な回収に資することを目的として本事業を実施します。

(2) 業務概要

別添「大阪府における平成 27 年国勢調査の広報実施業務 仕様書」のとおりとします。

(3) 委託上限額

27,000 千円（税込）

2 スケジュール

平成 27 年	4 月	15 日（水）	公募開始
平成 27 年	4 月	22 日（水）	説明会開催
平成 27 年	4 月	30 日（木）	質問受付締切
平成 27 年	5 月	20 日（水）	提案書類提出締切
平成 27 年	5 月下旬		選定委員会
平成 27 年	6 月上旬頃		契約締結・事業開始
平成 27 年	11 月	30 日（月）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近1事業年度都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。

(8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者(この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成27年4月15日(水)から平成27年5月15日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後4時まで)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府総務部 統計課 人口・労働グループ
住 所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎19階
電話番号：06-6210-9197

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、総務部統計課ホームページ(http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/top/kokucho_kobo.html)からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

平成27年5月12日(火)から平成27年5月20日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後4時まで)

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

作成にあたっては、仕様書を参照してください。

ア	応募申込書【様式1】	正本1部
イ	企画提案書【様式2】	正本1部 副本13部(*)
ウ	応募金額提案書【様式3】	正本1部 副本13部(*)
エ	事業実績申告書【様式4】	正本1部 副本13部(*)
オ	共同企業体で参加の場合 ①共同企業体届出書 【様式5】	正本1部

	②共同企業体協定書（写し）【様式6】 ③委任状 【様式7】 ④使用印鑑届 【様式8】	
カ	誓約書（参加資格関係） 【様式9】	正本1部
キ	定款又は寄付行為の写し	1部
ク	①法人登記簿謄本 ・法人の場合に提出してください。 ・発行日から3ヶ月以内のもの ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書 ・個人の場合に提出してください。 ・発行日から3ヶ月以内のもの ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明 ・個人の場合に提出してください。 ・発行日から3ヶ月以内のもの ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明	1部
ケ	納税証明書（未納がないことの証明、発行日から3ヶ月以内） ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書 ・大阪府内に事業者がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。 ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	各1部
コ	決算書の写し（最近3ヶ年のもの） ①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書（法人の場合） ④勘定科目内訳書（法人の場合）	各1部
サ	税務申告書の写し（最近3ヶ年のもの） ・確定申告書（法人の場合は確定申告書の別表1と4）	各1部

- ・ア～カについては、全ての書類の正本には、代表者印を押印すること
- ・イ～エについては、副本（*）には、黒塗りをするなど、提案事業者名が推定できる記載は不可。社名・ロゴの記載は不可。
- ・キについては、原本証明してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。

- 正本にあたる応募書類は電子媒体（CD-R等）でも1部提出をお願いします。（ワード、エクセル、PDFなどWindows PCで扱いやすい形式とし、CD-R盤面に社名とタイトルを表示）
- エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
- <記入例>「大阪府における平成27年国勢調査の広報実施業務に係る提案書」
株式会社〇〇（法人名）
- オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

平成27年4月22日（水） 午前 10時30分から11時30分まで

(2) 開催場所（地図参照）

大阪府咲洲庁舎 38階 会議室（住所：大阪市住之江区南港北1-14-16）

・地下鉄中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約600メートル

・ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結（約100M）

（咲洲庁舎の地図）



(3) 申込方法

- ・参加事業者名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を電子メール（メールアドレス：tokei-kokucho@gbox.pref.osaka.lg.jp）もしくはFAX（06-6614-6921）でお申し込みください。
- ・メールによる申し込みの場合、「件名」の始めに「【平成27年国勢調査広報実施業務説明会申込】」と明記してください。口頭または電話による申し込みは受け付けません。
- ・複数名の出席も可能ですが、1事業者につき3名以内をお願いします。
会場の都合により、出席者数を制限させていただく場合がありますのでご了承ください。

(4) 説明会への申込期限

平成27年4月21日（火） 午後4時必着

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から平成27年4月30日（木） 午後4時まで

(2) 提出方法

電子メール（メールアドレス：tokei-kokucho@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。
 なお、件名は必ず「【質問】平成27年国勢調査広報実施業務」としてください。

ア 着信した旨、メールで返信します。ただし、一両日中に着信返答がない場合は電話にて着信の確認をお願いします。

イ 質問への回答はホームページ（http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/top/kokucho_kobo.html）に掲載し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。（※大阪府プロポーザル方式実施基準8(5)参照のこと）

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
	基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報企画内容が、平成27年国勢調査の趣旨や訴求すべき内容等を正しく伝える内容となっているか。 （【別紙1】大阪府における平成27年国勢調査の広報実施業務広告訴求内容 参照） ・ 総合的なメディアプランとなっているか。 ・ 統計課が指定する項目が網羅されているか（製作物も含む） ・ 製作、広報実施等が一括して管理運営できているか。 	10点
	広報企画実施スケジュールに関する提案	【仕様書4(1)】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国勢調査スケジュールと提案のあった広報企画実施スケジュールとの整合等が図れているか 	10点
広報企画に関する提案	①交通広告	【仕様書4(2)①】 <ul style="list-style-type: none"> ・ (ア) 中吊り広告について、最も効果的・効率的な路線、掲出日数等の提案となっているか ・ (イ) 主要駅ポスター駅貼広告について、4地域の鉄道会社で効率的な媒体、掲出日数等の提案となっているか ・ (ウ) 主要駅デジタルサイネージ（液晶画面表示広告）について、大阪梅田地域で効果的な媒体、掲出日数等の提案となっているか ・ (ア)～(ウ)の媒体のほかに、効果的な交通広告の提案がなされているか ・ 8月1日～9月30日の実施期間のなかで最も効果的と考えられる広告掲載期間の提案となっているか ・ 話題性に富み、重点訴求対象の理解を得る内容になっているか 	20点

	<ul style="list-style-type: none"> ・重点訴求対象に効果的なキャッチコピー、ビジュアルになっているか。 ・実現可能性を伴っているか。 ・広報効果の検証が講じられているか。 	
②インターネット広告	<p>【仕様書4(2)②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ア) PCバナー広告(イ)スマートフォンバナー広告について、具体的な配信数及び制作費を含む費用の提案は適当か ・(ウ) その他のWeb広告に係る広報展開方法及びその費用の提案は適当か ・話題性に富み、重点訴求対象の理解を得る内容になっているか。 ・重点訴求対象に効果的なキャッチコピー、ビジュアルになっているか。 ・実現可能性を伴っているか。 ・広報効果の検証が講じられているか。 	20点
③その他広報啓発企画	<p>【仕様書4(2)③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①②以外の媒体による広報の企画、広報の展開方法、期間、その費用の提案は効果的か。 ・話題性に富み、重点訴求対象の理解を得る内容になっているか。 ・重点訴求対象に効果的なキャッチコピー、ビジュアルになっているか。 ・実現可能性を伴っているか。 ・広報効果の検証が講じられているか。 	30点
価格点	<p>価格点の算定式 満点(10点) × 提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格</p>	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページにおいて公表します。

(http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/top/kokucho_kobo.html)

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは大阪府は契約を締結しないものとします。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならないものとします。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額によります。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額によります。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額によります。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額によります。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額によります。

- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額によります。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければなりません。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請（国（公社及び公庫を含む。）又は地方公共団体と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

担当部局（問い合わせ先）

大阪府総務部 統計課 人口・労働グループ

所在地：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎19階

電話：06-6941-0351（内線 2341）

06-6210-9197（直通）

FAX：06-6614-6921

E-mail：tokei-g28@sbox.pref.osaka.lg.jp